

新型コロナウイルス感染症に感染した学生は、登校停止とします。

医療機関又は保健所から「陽性」と診断を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「保健所等連絡報告フォーム」に入力

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で以下事項を授業担当教員に連絡

- (1) 陽性判定を受けたため授業を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③「健康観察表」に登校停止期間中の症状などを記録

保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等（医療機関等から発行された場合のみ）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた以下の書類の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する